

指定短期入所生活介護事業所
フルーツ・シャトーよいち運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人よいち福祉会が開設する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所 フルーツ・シャトーよいち
- (2) 所在地 余市郡余市町黒川町19丁目1番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 常勤 1名(1)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤 2名(2)
生活相談員は利用者又はその家族からの相談に応じ利用者の自立支援を行う。
- (3) 介護職員 常勤 29名(29)・非常勤 7名(7)
員数は利用者3名に対し1名以上で本体施設との兼務による。介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
- (4) 看護師 常勤 2名(2)・非常勤 4名(4)
看護師は、利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 常勤 1名(1)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- | | | |
|-----------|-----|-------|
| (6) 管理栄養士 | 常勤 | 2名(2) |
| (7) 医師 | 非常勤 | 1名(1) |
| (8) 事務職員 | 常勤 | 4名(4) |

事務職員は、事業所に必要な庶務及び経理事務を行う。

* () はうち数の兼務職員数

指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所フルーツ・シャトーよいち是指定介護老人福祉施設と一体的にサービス提供を行っているため職員数はその合計で表示する。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は13名とする。(従来型13名)

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その1割の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。(別表再掲)

- (1) 滞在費及び食費
- (2) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (3) 理美容代
- (4) 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は余市町とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

また、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の管理者については、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、サービス提供の中止等の必要な措置を講じ、所定の手続きをとるものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

サービスの利用者については、次の各号を遵守すること。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破壊し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は入居者に緊急事態が生じたときは、ただちに事業所管理者に報告し、ご家族に連絡をするとともに24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じる。

(災害対策)

第11条 非常災害に適切に対応するために別に定める防災管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密の保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

第13条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合がある。

- 2 身体拘束が必要な場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得なければならない。

- 3 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(規程の補足)

第14条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はよいち福祉会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成１７年４月１日から施行する。
 この規程は、平成１７年８月８日から施行する。
 この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
 この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２２年１月１日から施行する。
 この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。
 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

別 表

項 目	金 額	備 考
滞在費	従来型個室 基準費用額 1, 1 5 0 円 第1段階 3 2 0 円 第2段階 4 2 0 円 第3段階 8 2 0 円 多床室 基準費用額 3 2 0 円 第1段階 0 円 第2段階 3 2 0 円 第3段階 3 2 0 円	特定入所者介護サービス 費制度による介護保険負 担限度額認定を受けてい る場合、上記利用者負担段 階の第1段階から第3段 階に該当する場合があります。
食費	基準費用額 1, 3 8 0 円 第1段階 3 0 0 円 第2段階 3 9 0 円 第3段階 6 5 0 円	
送迎に要する費用	1 k m 1 0 0 円	厚生労働大臣が定める場 合を除く
理美容代	カット・顔剃り (1) 2, 0 0 0 円 (2) 1, 8 0 0 円 カットのみ (1) 1, 8 0 0 円 (2) 1, 5 0 0 円 ベッド上での カット・顔剃り 2, 2 0 0 円 パーマ 5, 3 0 0 円 毛染め・カット 4, 5 0 0 円	
その他利用者負担が適 当と認められるもの	テレビ 1 0 円 冷蔵庫 2 5 円	利用者が居室に持ち込んで使 用した際にかかる1日当たり の電気料金

上記に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であった、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所
フルーツ・シャトーよいち運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人よいち福祉会が開設するユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業所の運営にあたっては、利用者の人格・人権を尊重し、利用者の立場にたったサービス提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業所、又は地域関係団体、ご家族との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 ユニット型短期入所生活介護事業所 フルーツ・シャトーよいち
- (2) 所在地 余市郡余市町黒川町19丁目1番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 常勤 1名(1)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤 2名(2)
生活相談員は利用者又はその家族からの相談に応じ利用者の自立支援を行う。
- (3) 介護職員 常勤 36名(36)・非常勤 6名(6)
員数は利用者3名に対し1名以上で本体施設との兼務による。介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
- (4) 看護師 常勤 3名(3)・非常勤 2名(2)
看護師は、利用者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 非常勤 1名(1)
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- | | | |
|-----------|-----|-------|
| (6) 管理栄養士 | 常勤 | 2名(2) |
| (7) 医師 | 非常勤 | 1名(1) |
| (8) 事務職員 | 常勤 | 4名(4) |

事務職員は、事業所に必要な庶務及び経理事務を行う。

＊()はうち数の兼務職員数

ユニット型指定短期入所生活介護事業所・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所フルーツ・シャトーよいちは、ユニット型指定介護老人福祉施設と一体的にサービス提供を行っているため職員数はその合計で表示する。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は12名とする。(ユニット型12名)

(ユニットの名称)

第6条 ユニット数は1ユニットとする。

美園町－10名 登町－1名 梅川町－1名

(ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(利用料等)

第8条 ユニット型指定短期入所生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該ユニット型指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときには、その1割の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる料金の支払いを受ける。(別表再掲)

- (1) 滞在費及び食費
- (2) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が定める場合を除く。)
- (3) 理美容代
- (4) 前各号に掲げるものの他、ユニット型指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は余市町とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

また、ユニット型指定短期入所生活介護・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の管理者については、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、サービス提供の中止等の必要な措置を講じ、所定の手続きをとるものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

サービスの利用者については、次の各号を遵守すること。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破壊し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は入居者に緊急事態が生じたときは、ただちに事業所管理者に報告し、ご家族に連絡をするとともに24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により、健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講じる。

(災害対策)

第12条 非常災害に適切に対応するために別に定める防災管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密の保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示する。又、利用者及びご家族の情報の使用に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

第14条 認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行う場合がある。

2 身体拘束が必要な場合は、利用者及び家族に説明をし、同意を得なければならない。

3 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(規程の補足)

第15条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はよいち福祉会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成１７年４月１日から施行する。
 この規程は、平成１７年８月８日から施行する。
 この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
 この規程は、平成１９年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２２年１月１日から施行する。
 この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。
 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
 この規程は、平成２５年８月１日から施行する。
 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

別 表

項 目	金 額	備 考
滞在費	ユニット型個室 基準費用額 1, 9 7 0 円 第1段階 8 2 0 円 第2段階 8 2 0 円 第3段階 1, 3 1 0 円	特定入所者介護サービス 費制度による介護保険負 担限度額認定を受けてい る場合、上記利用者負担段 階の第1段階から第3段 階に該当する場合があります。
食費	基準費用額 1, 3 8 0 円 第1段階 3 0 0 円 第2段階 3 9 0 円 第3段階 6 5 0 円	
送迎に要する費用	1 k m 1 0 0 円	厚生労働大臣が定める場 合を除く
理美容代	カット・顔剃り (1) 2, 0 0 0 円 (2) 1, 8 0 0 円 カットのみ (1) 1, 8 0 0 円 (2) 1, 5 0 0 円 ベッド上での カット・顔剃り 2, 2 0 0 円 パーマ 5, 3 0 0 円 毛染め・カット 4, 5 0 0 円	
その他利用者負担が適 当と認められるもの	テレビ 1 0 円 冷蔵庫 2 5 円	利用者が居室に持ち込んで使 用した際にかかる1日当たり の電気料金

上記に掲げるものの他、ユニット型指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であった、利用者に負担させることが適当と認められる費用を徴収する。